

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

財政援助団体等監査（22監査第92号）分

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
<p>4 施設管理に関すること (2) 安全管理について改善するもの (報告書11ページ)</p>	<p>実地監査において、東北老人憩の家では、建物北側で地盤沈下していることが確認された。施設の機械設備等に不具合が生じることから、早急に対応されたい。 また、東長野老人憩の家では、屋根に太陽光による温水器が設置されていたが、使用できない状態であった。腐食等の状況を確認し、温水器を撤去するなど利用者への安全面を考慮し適切に対応されたい。 所管部局においては、老人憩の家の安全管理の観点からも、適切な施設管理に一層努められたい。</p>	<p>東北老人憩の家建物北側の地盤沈下については、平成23年度中に必要な工事を実施する。 東長野老人憩の家屋上温水器の撤去については、平成24年度に実施すべく予算措置等を行う。 今後とも適切な施設管理に努めていく。</p>	<p>東北老人憩の家建物北側の地盤沈下については、施設の安全を確保するための工事を実施し、平成23年12月に完了した。 東長野老人憩の家屋上温水器の撤去については、平成24年度当初予算に撤去工事に要する経費を計上した。 今後とも適切な施設管理に努めていく。</p> <p>高齢者福祉課</p>